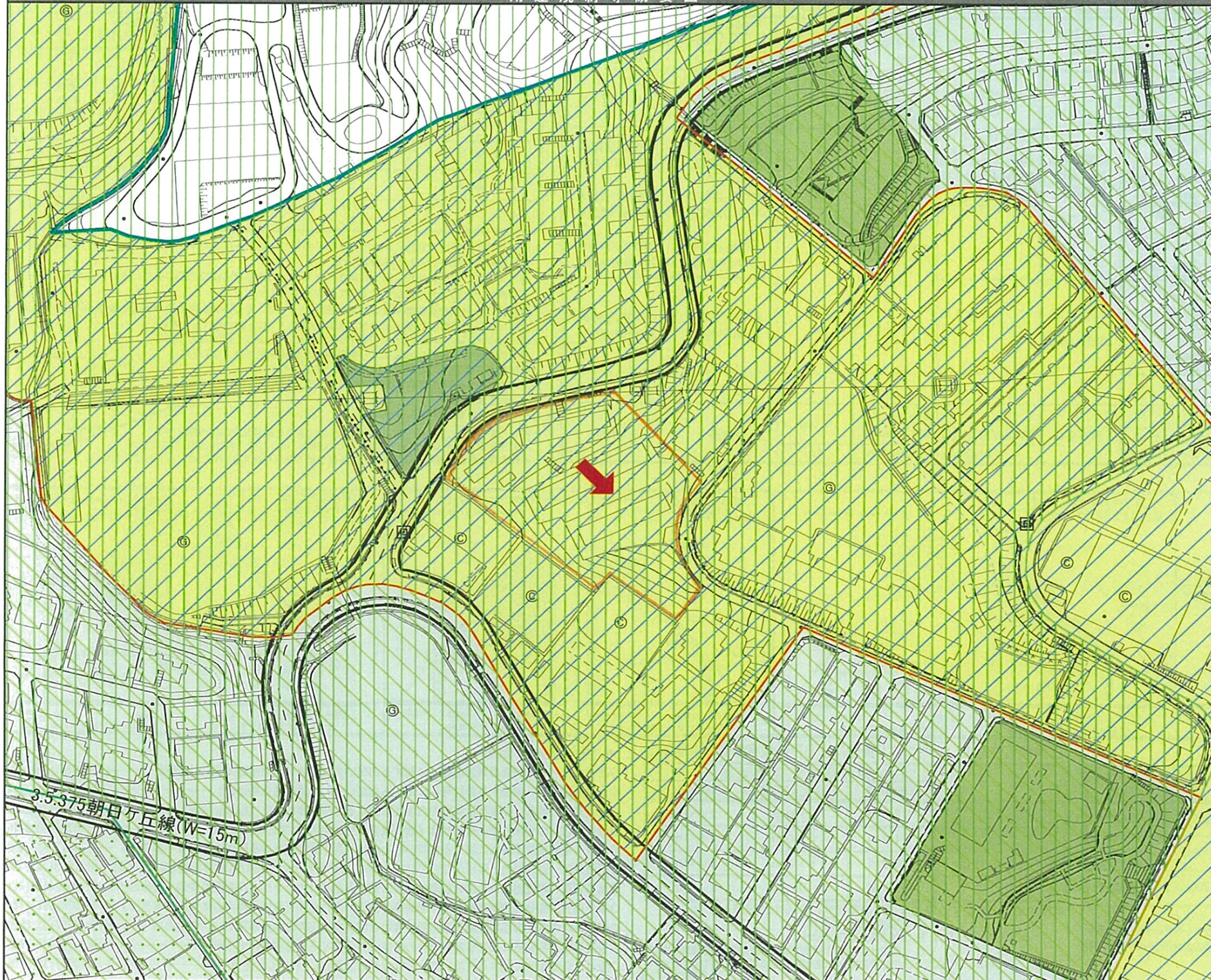


用途規制等概要図



法規制等状況

- ※ 矢印の先端の位置に関する法規制状況一覧
- ◆ 都市計画区域内
阪神間都市計画区域(市街化区域)
 - ◆ 用途地域(建ぺい率/容積率)
第1種中高層住居専用地域(60/200)
 - ◆ 外壁の後退距離
0.7又は1.0m市条例による(1・2中高)
 - ◆ 高度地区(規制の形態は裏面参照)
第2種(1・2中高), 最高高さ15m
 - ◆ 日影規制
4時間/2.5時間(中高層, 住居)
 - ◆ 防火地域等
建築基準法第22条指定区域
 - ◆ 景観地区
芦屋景観地区
 - ◆ 風致地区
六甲山風致地区(第3種)
建ぺい率40%以下, 緑地率30%以上
外壁後退: 道路2m以上, 隣地1m以上
建築物・工作物の高さの最高限度[15m]
 - ◆ 近畿圏整備法による区域
近郊整備区域
 - ◆ 宅地造成工事規制区域内
宅地造成工事規制区域内
 - ◆ 屋外広告物条例による地域区分
第2種禁止地域(原則掲出は禁止)
- ※地域・地区・形態制限の規制概要については裏面を参照

凡例

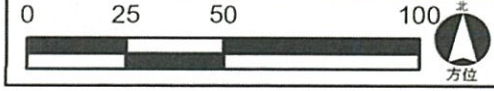
用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域

容積率

用途地域

建ぺい率

その他の地域・地区等	
	第一種高度地区
	第二種高度地区
	第三種高度地区
	第四種高度地区
	準防火地域
	地区計画
	建築協定
	風致地区
	容積界
	高度利用地区
	生産緑地地区
	緑の保全地区
	保護樹・樹林
	都市計画公園
	都市計画緑地
	都市計画道路(完了)
	都市計画道路(未整備)
	町の境界



※この図面に表示する都市計画の位置・区域及び縮尺については、概要であり都市計画の内容を証明するものではありません。



【問合せ先】 芦屋市都市環境部都市計画課
TEL: 0797-38-2073(直通)
FAX: 0797-38-2164

【印刷日】 2014年6月19日

